保険請求 マメ知識

No.5

在宅自己注射指導管理料～「導入初期加算」あれこれ～

Q. 他院で自己注射を導入し在宅自己注射指導管理料を算定している患者が、当院に転院してくることになりました。当院で、導入初期加算は算定できますか。算定要件についても詳しく教えてください。

A. 導入初期加算は「新たに自己注射を導入した患者に対し、3 月に限り、月 1 回に限り算定できる」と規定されています。この場合の「3 月」とは、医療機関が変更になった場合、変更前の医療機関から通算して考えるため、既に他院で自己注射を導入して 3 ヶ月以上経過している患者が転院してきた場合には、加算を算定することはできません。

また、「3 月」の考え方について、例えば 2 月に新たに自己注射を導入した患者に、2 月・3 月の来院時に導入初期加算を算定し、4 月に来院がなかった場合、5 月に 3 回目の導入初期加算を算定することはできません。初回の指導月から「3 ヶ月」以内しか算定できませんので、ご注意ください。

更に、加算の算定できるもう一つの要件として「処方の内容に変更があった場合」（1 年以内に使用した薬剤への変更は除く）というものがあります。自己注射の注射薬の処方に変更があった場合は、「1 回に限り」算定することが可能です。なお、処方内容の変更とは、インスリン製剤（例：ランタス）からグルカゴン様ペプチドー 1 受容体アゴニスト（例：トルリシティ）への変更など、「製剤名」が変更された場合が該当します。同じインスリン製剤の中での一般名称の変更（ランタスからトレシーバへの変更）では、加算は算定できません。